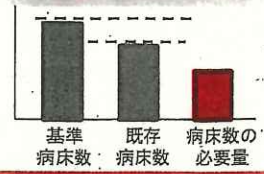


地域医療構想の達成を図るための都道府県知事の権限の追加

地域医療構想の達成を図るため、構想区域において既存病床数が既に将来の病床数の必要量に達している場合には、当該構想区域に医療機関の新規開設、増床等の許可の申請があっても、必要な手続を経た上で、都道府県知事が許可を与えないことができることとする等の対応を図る。

追加的な整備が可能なケース

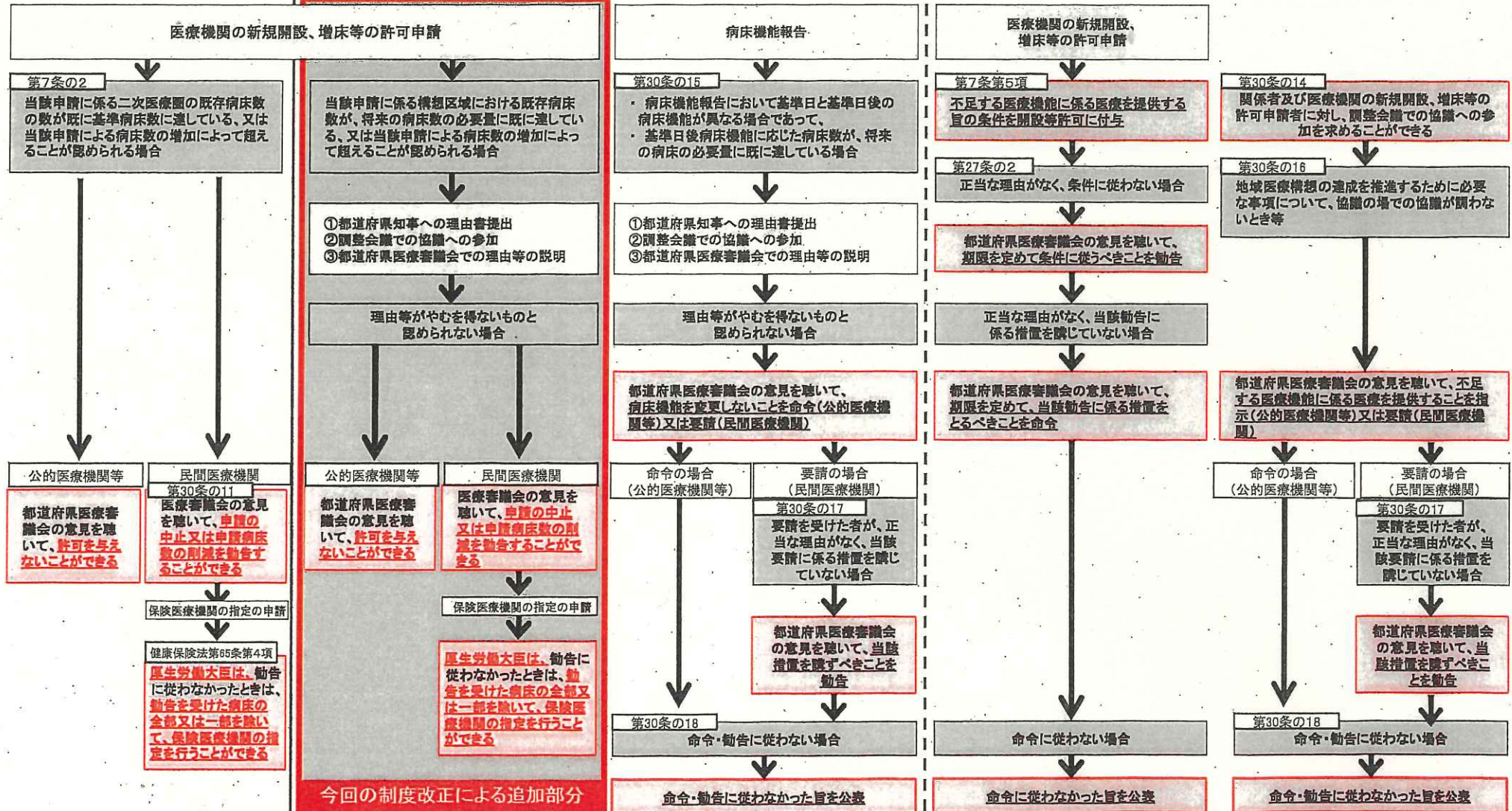


基準病床数制度

地域医療構想

【過剰な医療機能への転換の中止等】

【不足する医療機能への転換等の促進】



【全数調査】高額な医療サービスを受けている在留外国人について

全数調査の手法と結果(平成29年3月実施)

○ 全市町村を対象に、以下の ①～⑤の条件に該当する**レセプトの洗い出し(全数調査)を実施**

- 【条件】
- ① 平成27年11月から平成28年10月までの間の診療分のもの(1年間分)
 - ② 80万円以上のもの(医科、DPC、調剤)
 - ③ 資格取得日から6カ月以内に診療を受けているもの

パターンA

- ④ ハーボニー配合錠、ソバルディ錠、オプジーボ(ニボルマブ)の処方があるもの
- ⑤ 外国人

【結果】 → 該当者 **計7名**

※ 個別に外国人の活動内容や、受診内容等について聞き取り調査を行ったところ、

4名は、不正な在留資格による給付であるとは言い難い。
(聞き取り時においても国民健康保険の加入者であり、在留資格も問題ない)

2名は、不正な在留資格による給付である可能性が残る。
(在留資格が「経営・管理」であるにも関わらず、少額の給与所得申告がある)

残りの**1名は、既に出国しており、詳細について確認がとれなかった。**

パターンB

- ④ ハーボニー配合錠、ソバルディ錠、オプジーボ(ニボルマブ)処方以外のもの
- ⑤ 入国により資格取得し、出国により資格喪失した外国人

【結果】 → 該当者 **計12名**

※ 個別に外国人の活動内容や、受診内容等について聞き取り調査を行ったところ、

8名は、不正な在留資格による給付であるとは言い難い。
(骨折や傷害等、在留期間中に医療を受ける原因となる傷病を有した者である)

残りの**4名は、既に出国しており、詳細について確認がとれなかった。**

保国発 1227 第 1 号
平成 29 年 12 月 27 日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長 殿

厚生労働省保険局国民健康保険課長
（公印省略）

在留外国人の国民健康保険適用の不適正事案に関する通知制度の試行的運用について

国民健康保険制度の円滑な実施に当たっては、平素より格段のご協力、ご尽力を賜り厚く御礼を申し上げます。

今般、法務省と連携し、身分や活動目的を偽って、あたかも在留資格のいずれかに該当するかのごとく偽装して不正に日本に在留し（以下「偽装滞在」という。）、国民健康保険に加入して高額な医療サービスを受ける在留外国人（以下「在留外国人不適正事案」という。）に関する通知制度を試行的に創設することとし、その事務の取扱い等について下記のとおりまとめました。

都道府県におかれては、下記の内容について御了知の上、貴管内市町村に周知するとともに、その円滑な運用につき御配慮願います。

なお、本件については法務省と調整済みであることを申し添えます。

記

1. 経過と新たな仕組みの概要

本年 3 月、都道府県及び市町村の御協力の下、「在留外国人の国民健康保険の給付状況等に関する調査について」（平成 29 年 3 月 13 日付け保医発 0313 第 1 号保険局国民健康保険課長通知。以下「全国調査通知」という。）により、在留外国人不適正事案の実態把握を行ったところ、その蓋然性があると考えられる事例は、ほぼ確認されなかった。

しかし、公費や被保険者全体の相互扶助により運営する国民健康保険制度において、極少数であっても、偽装滞在により国民健康保険に加入して高額な医療サービスを受ける事例が存在することは不適切であることから、より一層、適正な資格管理に努める必要がある。

2018年7月11日 衆議院 厚生労働委員会
立憲民主党・市民クラブ 尾辻かな子
出典：厚生労働省資料